

1 電子マニフェスト義務化制度等について

動画(スライド 1枚目)

本日の説明会において、大阪市からは、本年度(令和4年4月1日契約分)から実施しております本市発注工事における電子マニフェストの使用義務化制度及び本市が排出する産業廃棄物処理委託における電子マニフェスト使用について、説明させていただきます。
まず、本日私からご説明申し上げます義務化制度等に関連する項目をご紹介します。

動画(スライド 2枚目)

まず、1つめに、電子マニフェストについて説明いたします。2つめに本年4月からの本市発注工事において電子マニフェストが義務化されておりますが、それに至った経緯について、説明いたします。
3つめに、本市発注工事における電子マニフェスト義務化制度及び本市が排出する産業廃棄物処理委託における電子マニフェストの使用に関する概要について説明いたします。
最後に4つめとして、義務化制度などの周知や電子マニフェストの普及に向けて今年度本市が行う周知啓発の取組みについて説明いたします。

動画(スライド 3枚目)

まず、「電子マニフェスト」制度を説明する前に、マニフェスト制度について簡単に説明します。
「マニフェスト制度」とは、排出事業者が、収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物が、委託契約通り適正に処理されたことを把握・管理することにより、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的に廃棄物処理法に規定された制度です。
マニフェストには電子ほかに紙マニフェストがあります。
紙マニフェストはこのスライドのように、排出事業者が処理業者に産業廃棄物を引渡すのと同時に紙マニフェストを交付する必要があります。
具体的には、A票を手元に残し、B票以降を処理業者に渡し、処理が終われば、収集運搬業者及び処分業者からB2、D、E票が手元に帰ってきますので、適正処理がされたことを確認するというものです。
またマニフェストは5年間保管の義務があります。

動画(スライド 4枚目)

次に、電子マニフェスト制度についてご説明します。
電子マニフェストは日本産業廃棄物処理振興センター(いわゆる JW センター)において情報管理がなされているシステムで廃棄物処理法で定める事項をシステム入力することで処理の状況を管理するものです。後ほど、JW センターの講師の方に詳細にご説明いただきますけれども、電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が加入していることが条件となります。

動画(スライド 5枚目)

電子マニフェストを使用するメリットは大きく3つあります。
まず1つ目の「事務処理の効率化」に関するメリットとして、マニフェストの情報がJWセンターに電子データで保存されるため、紙マニフェストのように各事業者が保管する必要がなくなること、また紙マニフェストと比較し廃棄物の処理状況の確認が容易になること、さらには毎年6月までに各排出事業場を管轄する自治体までに行っていただく廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出も不要となります。
2つ目の「法令遵守」に関するメリットとして、法律で定められた記載事項に漏れがあると通知する機能により記入漏れがなくなる、また紙マニフェストと異なり紛失の恐れがない、さらには運搬終了、中間処理終了、最終処分終了の報告期限に迫っているにも関わらず終了報告がされていないマニフェストについて通知する機能により確実な処理状況の把握が可能であることなどが挙げられます。
3つ目の「データの透明性の確保」に関するメリットとしては、電子マニフェストの情報は排出事業者、収集運搬事業者、処分業者の3者が常に最新の情報を閲覧することができ、かつ修正や取消には修正事項に関する事業者双方の承認がないとできないため、容易に偽造や改竄ができないようになっていることが挙げられます。

動画(スライド 6枚目)

では、次の項目 なぜ本市が本市発注工事における電子マニフェストの義務化に取り組むことになったか、その経緯について、ご説明いたします。

動画(スライド 7枚目)

事の発端となったのは、平成30年に本市上下水道工事においてマニフェスト偽造の疑いがあることが判明したことです。
平成30年7月にこの偽造問題について、環境局が調査を着手することとなりました。

動画(スライド 8枚目)

この環境局の調査により、大きく分けて3つの事実が判明しました。
まず一つ目として、路盤廃材を土砂として処分していたことがわかりました。
設計上路盤とされている部分について、実際掘削してみると土砂のように見えるとのことで、設計変更を行うことなく、そのまま土砂として収集し、土砂置き場まで運搬していたということです。設計上路盤の部分でありますので、当該部分を撤去すれば路盤廃材が出てくるわけですが、この産業廃棄物である路盤廃材をマニフェストの運用を行うことなく、処理したということになり、違法です。

動画(スライド 9枚目)

先ほど、「産業廃棄物である路盤廃材」と説明しましたが、路盤廃材は道路という工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片等に該当しますので、廃棄物処理法施行令第2条第9号に規定されるがれき類として処理する必要があります。

工事から発生する産業廃棄物としては、赤い丸で囲んでおります一般的に建設系8品目と呼ばれる、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くずのほか、汚泥もよく発生する建設廃棄物の種類の一つです。

動画(スライド 10枚目)

ではこれら産業廃棄物は法律上、誰が処理する責任を有しているのでしょうか。

廃棄物処理法において、

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

と規定されており、事業活動に伴って生じた廃棄物は、その廃棄物を発生させた事業者、つまり排出事業者がその処理責任を有しています。

処理そのものは、自ら処理するほかに処理業者に委託することは可能ですが、

その廃棄物の適正処理は、排出事業者が責任をもって管理をしなければなりません。

動画(スライド 11枚目)

一方、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理責任は、元請業者が処理の責任を負うことが法律に明記されています。

したがって、建設工事から生じる産業廃棄物は、元請業者が自らの産業廃棄物として処理するか、その処理を許可業者に委託する必要があります。

ここで注意していただきたいのは、原則、下請負人が元請業者の廃棄物を運搬、一時保管、処分を行うには、下請負人が産業廃棄物処理業の許可を取得しておく必要があります。廃棄物処理業の許可は、他者の廃棄物を収集運搬、または処分する場合に必要な許可ですので、

元請業者が排出者となる建設廃棄物について、下請業者が許可を持たずに処理することは、廃棄物処理法違反となります。

この場合、元請業者及び下請業者の双方が処罰の対象になりえますのでご注意ください。

動画(スライド 12枚目)

もう一点排出事業者責任の点で触れさせていただきたいのが、現場で発生した産業廃棄物を元請業者の事業場で保管をする場合は、事前に届出を要する場合があるということです。

動画(スライド 13枚目)

まず「上の行」をご覧ください。産業廃棄物を保管する保管場所そのものの面積が300平方メートル以上であれば、廃棄物処理法に基づく届出が必要です。

次に「真ん中の行」をご覧ください。保管を行う事業場の敷地等の面積(敷地全体の面積)が200平方メートル²以上であれば、大阪市条例に基づく届出が必要になります。

逆に「下の行」保管を行う事業場の敷地等の面積(事務所などを含めた敷地全体の面積と考えてください)200平方メートル²未満であれば、届出の対象外です。

届出は保管を開始する2週間前までに行っていただきますようお願いします。

なお、保管場所そのものが300平方メートル以上の法の届出が必要な場合においては、大阪市条例の届出は必要ありません。

また、元請業者ではなく、下請業者が保管を行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の積替え保管を含む許可が必要になるので、十分ご注意ください。

動画(スライド 14枚目)

これは先程冒頭でご紹介したスライドになりますが、この産業廃棄物のがれきり類である路盤廃材の処理を他人に委託する際、どのようにして処理すべきだったのでしょうか。実際に問題となった工事をはじめ多くの本市発注工事で使用されていた、紙のマニフェスト伝票の流れをこのスライドではお示しておりますが、廃棄物処理法の定めにより、マニフェストを用いて、排出事業者である元請業者が、その処理の工程において、運搬や中間処理、最終処分が確実に処理が進んでいるかを確認し、処理責任を果たしていただくことになっています。つまり、排出事業者である元請業者はマニフェストを交付し、収集運搬業者はそのマニフェストとともに産業廃棄物を引き受けなければならなかったということになります。

動画(スライド 15枚目)

次に2つ目の判明した事実として、マニフェストのコピーを工事の検査資料に添付する必要があるのですが、竣工検査が終われば、マニフェストはもう必要なくなったと勘違いして、すべてもしくは一部を廃棄処分していたことが判明しました。廃棄物処理法において、紙のマニフェスト伝票は5年間保存しなければならないと定められているため、これも違法となります。

動画(スライド 16枚目)

次に3つ目として、工事検査資料に添付するマニフェストのコピーを偽造して発注部局に提出していたことが判明しました。設計数量と実績数量とに大きな差があったり、過積載が判明した場合は、検査時に説明が煩雑になることから、これを避けるため行っていたのが主な理由でした。

動画(スライド 17枚目)

平成30年7月から令和3年3月までの調査において、調査を実施した354業者のうち231業者において、廃棄物処理法上の違反行為、これはいずれもマニフェストの運用や管理について規定された内容に違反するものであったことが判明いたしました。このような不正行為の再発防止策として、不適正施工の防止とともに、電子マニフェストの使用促進及び電子マニフェスト義務化に取り組んでまいりました。

動画(スライド 18枚目)

これまでは、電子マニフェスト使用のメリットや、本市が本市発注工事における電子マニフェストの義務化になぜ取り組むことになったか、その経緯について、ご説明いたしました。ここからは実際に本年度(令和4年4月1日契約分)から開始されました、本市発注工事における電子マニフェスト使用の義務化に関する制度や、本市が排出する産業廃棄物の処理委託に関して電子マニフェストを使用することに関しまして説明させていただきます。

動画(スライド 19枚目)

まず、制度導入の趣旨についてご説明いたします。本市発注工事において、先ほどご説明いたしました、産業廃棄物管理票の偽造、紛失などといった不正使用を根絶するため、事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性などメリットの大きい電子マニフェストの使用を義務化するものであります。また工事関係の事業者の皆様が電子マニフェスト義務化とすることから、本市自らが排出する産業廃棄物の処理委託についても、電子マニフェストを使用することといたします。

動画(スライド 20枚目)

電子マニフェストを使用しなければならない工事の対象はすべての本市発注工事、令和4年4月1日以降の契約分からとなります。ただし、本市監督員の事前の承諾を得た場合においては、紙のマニフェスト伝票の使用を例外的に認められる場合があります。まず一つ目といたしまして、地震などの災害などにより、電子マニフェストを使用できない場合、二つ目といたしまして、設計においては発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストを運用しなければその産業廃棄物の処理ができない場合といたしました。例えば、掘削工事を進めていった際に、地面からアスベストなどの有害な廃棄物が排出されたものの、当該廃棄物を処分できる業者において電子マニフェストが使用できない場合が想定されます。

動画(スライド 21枚目)

電子マニフェストの義務化については、設計図書に添付する特記仕様書において明記されることになっております。お配りしております「資料3」をご参照ください。記載事項につきましては、電子マニフェストの使用義務のほか、電子マニフェストが使用できることを証する書類の提出に関する事、やむを得ず紙マニフェストを使用する場合及びその場合における手続きに関する事を定めております。

動画(スライド 22枚目)

また、そのほかの詳細事項に関しましては、大阪市契約管財局のホームページの「令和4年度からの入札契約制度の改正等について」において、昨年(令和3年12月17日づけ)で公表されております。このスライドの上部に示しております順に大阪市のトップページから進んでいただきますと、このページにたどりつきますので、またご確認いただきますようお願いいたしますが、少しこの内容について触れたいと思います。この改正で、電子マニフェスト未使用の受注者へのペナルティについて、具体化されておりますので、次のスライドで説明します。

動画(スライド 23枚目)

まずペナルティの1つ目としまして、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置を適用し、契約違反とし2月の停止措置を行うこと。2つ目としましては、監督職員からの文書による改善指示に従わなかったとき、工事成績評定において、4点の減点措置を行うこととしました。

動画(スライド 24枚目)

また、契約管財局のホームページにおいては、もう1点、公表されている事項がございまして、この電子マニフェストの義務化により、受注者の皆様に、対応いただく事務の詳細について、記載がされています。実際には、緑色の四角囲いで表示しております、「資料4」、「電子マニフェスト義務化のイメージ」でその概要、赤い四角囲いで表示しております「資料5」、「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」において、手続きの詳細が記載されていますが、「資料5」につきましては、説明会後に適宜確認いただければと思います。本日は「資料4」として配布させていただいております「電子マニフェスト義務化のイメージ」にもとづき、実際に受注者の皆様に対応いただく事務の流れ等について少し説明させていただきます。

動画(スライド 25枚目)

このスライドは配布させていただいております、「資料4」「電子マニフェスト義務化のイメージ」を示したものです。契約時などにおける事務手続きのイメージやペナルティの適用について、概要を解説いたします。まず、入札により工事を請け負っていただく事業者が決定いたしましたら、本市はその事業者と契約を締結し、その後、工事の着手にあたり、施工計画書を発注部局に提出いただくこととなりますが、その際に、電子マニフェストを使用することができることを証する書類、例えば電子マニフェストシステム加入者証などですけれども、この書類を提出いただくことになっていきます。提出がない場合は、発注部局の担当職員が文書で指示を行うこととしており、締め切りまでに提出がなされない場合は、工事成績評定において、4点減点することになっております。工事に着手した後は、毎月産業廃棄物処理報告の確認を発注部局が行いますが、その際、電子マニフェストを使用せず紙マニフェストによる処理報告がなされた場合は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置を適用し、2月の停止措置が行われることとなっております。なお、特記仕様書に定める紙マニフェスト使用の事前承諾がある場合は、対象外となります。

動画(スライド 26枚目)

この間、当局が昨年度実施しました説明会や操作研修会等において、よく質問がなされた内容について、何点か説明します。1つ目ですが、契約時に電子マニフェストに加入している必要があるかという点ですが、契約時点ではその必要はありません。ただその後、工事着手前、電子マニフェストに加入している書面を監督員に提出しなければなりませんので、契約してから工事に着手する間に加入する必要があるということになります。次に2つ目の提出書面に関してですが、JWセンターが発行する電子マニフェストの加入証又は、優良認定を受けたことを証する収集運搬業もしくは処分業の許可証が必要となります。3つ目ですが、これらの内容は、工事設計書に添付する「資料3」、「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」や、「資料5」、「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」の別紙1に記載されています。その他の、質問についても、「資料6」にとりまとめておりますので参考にご覧いただければと思います。

動画(スライド 27枚目)

本市が発注する工事の元請業者さんや元請業者さんの委託を受ける処理業者さんに対して電子マニフェストを義務化することから、本市が産業廃棄物を処理委託する際にも、電子マニフェストを率先して使用していくこととなりました。このことから、本市が排出する産業廃棄物の処理委託についても、令和4年4月1日以降契約分より電子マニフェストを使用しております。具体的には、契約担当部局により検討が行われ、処理委託案件の入札に参加される際に、応札いただく処理業者の方が電子マニフェストに加入していることが必須となる形の入札参加資格を設定することとしています。また、入札以外の形式で処理委託を受けようとする際にも処理業者の方が電子マニフェストに加入している必要があります。

ます。
例外規定としましては、発注工事と同様、地震などの災害などにより、電子マニフェストを使用できない場合とします。

動画(スライド 28枚目)

先程から説明しています通り、本年度から本市発注工事において電子マニフェストの使用を義務化しましたが、今後、本市が行う周知、普及啓発の取組みについて、説明いたします。

動画(スライド 29枚目)

まず、本日実施しております制度の説明会ですが、昨年度4回実施しております。今年度につきましては今回限りとする予定です。

過去の説明会の概要を本市ホームページや環境局YouTubeチャンネルなどに掲載しており、また、本日の説明会の開催結果も踏まえ、掲載内容を随時更新していきます。

本説明会につきましては、多くの事業者に参加いただきたいことから、1事業者につき1名の制限をさせていただいたところでございます。

複数の事業者より、複数名の参加につきましてご要望いただきましたが、定員300名を超える申込をいただいていたことから、お断りをさせていただいた経過もございます。

本日お越しになれなかった方をはじめ社内での周知等にぜひご活用ください。

動画(スライド 30枚目)

次に2つ目といたしまして、操作研修会についてご説明いたします。こちらにつきましては、昨年度8日間合計16回開催してまいりました。

先程から説明しています通り本年度から本市発注工事に入札していただく元請業者やその下請業者であります処理業者や本市が排出する産業廃棄物の処理を委託される処理業者におかれましては、電子マニフェストの導入が必須となりました。

しかし、まだ未加入の事業者、あるいは会社としては電子マニフェストに加入しているが、担当者の異動等で操作を実際に体験してみたい方などを対象に今年度は2回の開催を決定しております。

講師はJWセンターから派遣していただいております。詳しいシステムの操作の方法や、導入、加入の手法などにつきましてもご案内をしております。実際に昨年度受講していただいた方には、よく理解できたとの声も多く伺っているところ です。

動画(スライド 31枚目)

具体的な日程は、ご覧のように6月16日及び7月27日の2日間で合計4回開催します。

場所は大阪産業創造館のパソコン実習室をお借りしまして、実際の端末を操作しながらの研修であり端末に限りがあることから各回18名を先着順で募集いたしております。

本日時点の申込み状況ですが、6月16日開催分につきましては午前・午後とも、定員まで残りわずかとなっております。7月27日開催分につきましては、午前・午後とも余裕がある状況ですので、興味のある方はぜひ申込お願いいたします。

なお、ファックスでの申込も可能ですが、事務処理の効率化等の観点から可能な限り、スライドでお示しております本市ホームページからエクセルの申込フォームをダウンロードいただき、申込用専用アドレスへのメール送信による申込をいただくと幸いです。参加申込、お待ちしております。

なお、申し込み状況によってはJWセンターと調整のうえ、追加の研修会を8月、9月に1回ずつ実施したいと考えております。

その場合は、ここでURLを示している、案内用のページを「7月中旬」までには更新したいと考えておりますので、確認いただければと思います。

動画(スライド 32枚目)

これまで、電子マニフェスト義務化に至る経緯、本年度から開始しました義務化制度の概要、義務化に至るまでの昨年度における本市の電子マニフェスト普及促進の取組みについて、非常に簡単ではありますが、ご説明申し上げます。

最後になりますが、冒頭にも触れましたが、電子マニフェストを導入することで、「IT化を推進し、事務の効率化を図る」「違法性を排除しデータの透明性を確保する」「将来的にコスト削減する」等の大きな効果がございます。本年度も引き続き、電子マニフェスト導入への普及啓発に最大限取り組んでまいりますので、皆様のご協力のほど、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。